

肉用子牛の平均売買価格について（令和 4 年度第 1 四半期）

- 1 肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）に基づく肉用子牛生産者補給金制度の令和 4 年度第 1 四半期の平均売買価格が、品種区分ごとに次のとおりとなった（7 月 21 日付の官報で告示）。

（単位：円／頭）

|                      |        | 黒毛和種    | 褐毛和種    | その他の肉専用種 | 乳用種     | 交雑種     |
|----------------------|--------|---------|---------|----------|---------|---------|
| 保証基準価格               |        | 541,000 | 498,000 | 320,000  | 164,000 | 274,000 |
| 合理化目標価格              |        | 429,000 | 395,000 | 253,000  | 110,000 | 216,000 |
| 4 年度<br>第 1 四半期<br>※ | 平均売買価格 | 668,500 | 553,100 | —        | 210,000 | 293,300 |
|                      | 補給金単価  | —       | —       | —        | —       | —       |

※「その他の肉専用種」については、令和 2 年度から算定期間を 1 年（4 月～3 月）としている。

- 2 令和 4 年度第 1 四半期においては、全ての品種について、平均売買価格が保証基準価格を下回らなかったことから、生産者補給金は交付されない。